

高砂香料工業株式会社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」

序文 コーポレートガバナンスに関する基本方針制定の目的

当社は、「香りを原点とする革新的な技術を通して、新しい価値を創造し続ける」を企業理念とし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、取締役会決議に基づき、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定します。

第1章 コーポレートガバナンスについての考え方

(基本的な考え方)

第1条 当社は、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保するとともに、株主のほか従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働します。
- (2) 会社情報を適時・適切に開示し、透明性の確保に努めます。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第2条 当社は、当社の株主総会において、株主がその権利を適切に行使することができるようその環境の整備に努めます。

2. 当社は、株主が議案内容の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を総会開催日の3週間前を目途として発送し、遅滞なく当社および株式会社東京証券取引所のWebサイトに掲載を行います。
3. 当社は、株主総会に出席できない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することができる環境の整備に努めます。
4. 当社では、株主総会における議決権行使は、原則として株主名簿に記載または記録されている株主が行います。ただし、実質株主があらかじめ株主名簿上の株主を通じて株主総会への出席を求めた場合は、傍聴できるよう環境を整備します。
5. 当社は、定時株主総会開催日の設定に際し、集中日を避けて開催するよう努めます。
6. 当社は、株主総会における決議の結果および賛否の割合等を取締役会で分析し、株主との対話の充実など必要な対応を行います。

(株主の平等性の確保)

第3条 当社は、全ての株主をその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時・適切な情報開示を行います。

(政策保有株式)

第4条 当社の政策保有株式の保有方針は、取引関係の維持強化や安定した資金調達など事業の円滑な推進により、中長期的に当社の企業価値を向上させることを目的とします。

2. 取締役会は、毎年、個別の政策保有株式について、中長期的な収益機会や配当等も含めたリター

ンおよびリスクを総合的に勘案し、保有の合理性を確認し、その結果を開示します。また、政策保有株式として保有することの合理性が確認できない場合は、当該株式保有を縮減します。

3. 当社は、政策保有株式の議決権行使に関して、当社の保有方針への適合性、株式保有先企業の企業価値の向上、ひいては当社の企業価値の向上に資するか否かを判断した上で適切に議決権を行使します。
4. 当社は、当社の株式を保有している企業と、経済合理性について十分に検証しないまま取引を継続するなど、当社や株主共同の利益を害するような取引を行いません。また、当該企業から、株式の売却の意向が示された場合には、その売却を妨げません。

（資本政策）

第5条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、資本コストを意識した資本構成および資金配分の最適化の観点から、必要な資本政策を実施します。

2. 当社は、資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、取締役会において、現状分析および改善に向けた方針策定を毎年実施するとともに、取組内容および進捗状況を公表します。
3. 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を実施する場合、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行います。

（関連当事者との取引）

第6条 当社は、当社取締役との取引にあたっては、法令および社内規程に従い、あらかじめ取締役会の承認を経て行います。

2. 当社は、当社の主要株主との取引にあたっては、取引条件が一般の取引と同様であることが明確な場合を除き、当該取引が当社や株主共同の利益を害することがないように、法令および社内規程に従い、あらかじめ取締役会の承認を経て行います。

第3章 ステークホルダーの利益の考慮

（行動規範）

第7条 当社は、当社グループに共通の企業憲章・行動規範を制定し、グループ全体の役職員の法令遵守・企業倫理遵守を徹底します。

（ステークホルダーとの関係）

第8条 当社は、「香りを原点とする革新的な技術を通して、新しい価値を創造し続ける」という企業理念を実践することにより、株主のほか従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの利益を考慮します。

2. 当社は、地球環境に配慮し、社会に信頼される企業を目指してサステナビリティ経営を推進します。サステナビリティ基本方針を制定し、重要項目であるマテリアリティに基づき **Sustainability 2030** を策定、取締役会の承認を得て各活動を推進します。取締役会は、実施計画の進捗状況について監督を行い、その結果を社会・環境報告書としてとりまとめ毎年公表します。

（内部通報）

第9条 当社は、当社における法令等に違反または違反する恐れのある行為を、従業員等を含む様々なステークホルダーが通報または相談する窓口として内部通報窓口「明日への窓」を常設し、周知・

運営しています。内部通報の対応内容はコンプライアンス委員会に報告することにより、通報者からの信頼性を向上させ、内部通報の促進をはかる運用としています。また、従業員等が通報・相談したことを理由に不利益な取り扱いを受けないことを社内規程に定めます。取締役会はコンプライアンス委員会が適切に運営されるよう監督を行います。

(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

- 第10条 当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金担当部門が運用機関に対するモニタリング等の適切な活動を実施できるよう、必要な経験や資質を備えた人材の育成や計画的な配置に努めます。
2. 当社は、企業年金の積立金の運用にあたり、運用機関の選定、管理および評価等に関し、運用基本方針を定めます。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示と透明性の確保)

- 第11条 当社は、会社法、金融商品取引法、その他の適用ある法令および金融商品取引所規程に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務および業務に関する事項を開示します。
2. 当社は、法令に基づく開示以外の情報提供に関しても、企業憲章に基づき適時・適切な開示を行い、広く社会に対して透明性を高めることに努めます。

第5章 取締役会等の役割

(取締役会の役割)

- 第12条 取締役会は、株主からの委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上について責任を負います。
2. 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、経営戦略および経営計画の策定や重要な投資案件等の業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行います。
3. 取締役会は、取締役会が決定すべき事項につき、社内規程にその内容を定めます。
4. 取締役会は、取締役会が決定すべき事項以外の業務の執行およびその決定について、代表取締役社長等の経営陣に委任するとともに、これらの職務の執行状況を監督します。

(執行役員制度)

- 第13条 当社は、執行役員制度を採用し、経営監督機能と業務執行機能の役割を分担し、意思決定の迅速化をはかります。
2. 執行役員は、取締役会が決定した担当業務を、代表取締役社長の指示に基づいて執行します。

(独立社外取締役の役割)

- 第14条 当社は、多様な専門的知識、経験を有した独立社外役員を選任することが取締役会をはじめとした意思決定・監督機能における議論を一層活性化させ、適切な意思決定や監督の実施を担保するものであるとの考えに基づき、複数名の独立社外取締役を選任します。

2. 独立社外取締役は、その互選により、筆頭独立社外取締役を選任します。筆頭独立社外取締役は、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携確保を主な役割といたします。

（取締役会議長）

第15条 取締役会議長は、自由闊達で建設的な議論・意見交換により取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努めます。

2. 取締役会議長は、充実した議論がなされるよう、経営戦略、決算、その他重要事項を審議する取締役会日程については年間開催スケジュールをあらかじめ出席対象者に周知するとともに、取締役会の開催に先立って、審議事項をあらかじめ出席対象者に周知します。

（取締役会の構成）

第16条 当社の取締役の員数は、定款に12名以下と定めています。

2. 当社は、コーポレートガバナンスの一層の充実をはかるため、複数の社外役員を選任し、これら社外役員のさまざまな観点からの意見をふまえ、取締役会で適切な意思決定や監督の実施等がなされるよう努めます。

（指名報酬委員会）

第17条 当社は、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置します。

2. 当社は、指名報酬委員会の設置にあたり、その構成、運営方法、役割・権限等について、指名報酬委員会規程を定めます。

（取締役の資格および選解任手続等）

第18条 当社の取締役は、優れた人格、当社の企業理念および経営基本方針に基づき、経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者が適任と考えます。

2. 当社は、取締役候補者の選定にあたっては、ジェンダーや国際性、職歴、年齢等を問わず人物本位とするとともに、その多様性にも配慮します。
3. 全ての取締役は、その任期を1年とし、定時株主総会決議による選任の対象とします。また、株主総会招集通知に、取締役の選任理由、略歴および重要な兼職の状況等を記載します。
4. 取締役の選解任にあたっては、指名報酬委員会からの答申内容を尊重し、取締役会で候補者を決定します。

（代表取締役社長の資格および選解任手続）

第19条 当社は、前条1項に定める要件に加え、実績等を勘案して適当と認められる者の中から最高経営責任者としての職責を果たしうる人物を、指名報酬委員会からの答申内容を尊重し、取締役会で代表取締役社長として選任します。

2. 当社は、代表取締役社長が、前項の要件を充足しない場合等、代表取締役社長としての機能を十分発揮していないと認められる場合は、代表取締役社長の解任について、指名報酬委員会からの答申内容を尊重し、取締役会で決定します。

（独立社外取締役の独立性判断基準および資質）

第20条 独立社外取締役の選任にあたっては、第18条第1項に定める資質に加え、当社の独立性判断基準に抵触しないことを条件とします。

2. 当社は、別紙のとおり独立性判断基準を公開します。

(監査役の資格および指名手続)

- 第21条 当社の監査役は、優れた人格、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験、必要な財務・会計・法務に関する知識とともに、高い倫理観を有している者が適任と考えます。
2. 当社の監査役のうち少なくとも1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者が適任と考えます。
 3. 当社は、監査役会を構成する者の多様性に配慮します。
 4. 補欠監査役を含む監査役の候補者は、本条の定めに従い、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定します。また、株主総会招集通知に、監査役の選任理由、略歴および重要な兼職の状況等を記載します。

(独立社外役員の兼任制限)

- 第22条 独立社外取締役および独立社外監査役は、当社以外の兼任を合理的な範囲にとどめ、当社はその兼任状況を毎年開示します。

(取締役および監査役の研鑽および研修)

- 第23条 取締役および監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならないこととします。
2. 当社は、取締役、監査役および執行役員に対して、経営者としてのスキル向上のため、年1回以上の研修を開催します。
 3. 当社は、新たに取締役、監査役および執行役員に就任する者に対するトレーニングに必要な機会を提供します。

(後継者育成計画および承継計画)

- 第24条 代表取締役社長は、自らの後継者の育成を重要な責務のひとつであると認識し、自らの後継者育成に関する責任を負います。
2. 代表取締役社長は、社外取締役の意見を踏まえ、代表取締役社長の後継者育成計画および承継計画を策定し、定期的に見直しを行います。なお、当該承継計画においては、当社の経営戦略を踏まえた代表取締役社長の資質に関する要件を定めます。
 3. 取締役会は、代表取締役社長の後継者育成計画および承継計画について、指名報酬委員会からの答申内容を尊重し、また、当該計画の策定・運用に主体的に関与し、適切に監督を行います。

(社外役員による社内情報へのアクセス)

- 第25条 社外役員は、必要があるときまたは適切と考えるときにはいつでも、社内取締役または監査役、執行役員および従業員に対して説明若しくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができます。

(取締役会の実効性評価)

- 第26条 取締役会は、各取締役の自己評価等に基づき、取締役会全体の実効性について、毎年分析・評価を行い、その結果の概要を公表します。

(取締役の報酬等)

- 第27条 業務執行取締役の報酬等は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当該業務執行取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスのとれたものとします。
2. 業務執行取締役の報酬等は、前項の方針に従い、株主総会で決議された額の範囲内で、一部業績連動の要素を反映させ、かつ、中長期的な業績と連動させ、指名報酬委員会からの答申内容を尊重し、取締役会で決定します。
 3. 社外取締役の報酬等は、社外取締役の職責を反映した定額の固定報酬のみとし、株式関連報酬その他の業績連動型の要素は含みません。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

- 第28条 当社は、株主等との建設的な対話を重視し、経営トップを始めとした経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めます。これらの対話を通じて、当社グループの経営戦略や経営計画に対する理解を得る努力を行うとともに、株主等の声を真摯に受け止め、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上につなげます。
2. 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する建設的な対話を目的とする株主等からの面談の申し込みに対し、その面談の目的も踏まえ、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が対応することを基本とします。
 3. IR活動は管理担当役員が統括し、株主等との対話で把握した意見・懸念については、速やかに経営トップをはじめとする社内関係部門にフィードバックを行います。
 4. 株主との建設的な対話を促進するための取り組みとして、IR、経営企画、総務、法務、経理部門においては、一部部員の相互兼務や定期的な情報共有等を通じ、有機的な連携をはかります。
 5. アナリスト・機関投資家向け年2回のIR説明会を開催し、代表取締役社長が説明を行うとともに、当該説明会用の資料は、当社Webサイトで開示します。
 6. 当社では、内部者情報管理規程に基づき、対話におけるインサイダー情報の漏えい防止に努めます。
 7. 株主等との建設的な対話に資するため、定期的に株主名簿による株主構造の把握に努めます。
 8. 当社は、企業価値向上、株主共同の利益の確保に向けた取り組みを進めるとともに、当社株式の大量取得行為が行われる場合には、買付者に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて取締役会の意見表明など適時適切な情報開示を行い、株主等の検討時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法およびその他関連法令に基づき、適切な措置を講じます。

第7章 その他

(基本方針の見直し)

- 第29条 本基本方針は、関連する法令の改正、社会的・経済的な事業環境の変化等に応じて、コーポレートガバナンスへの適合性を維持するため、必要に応じて見直しを行います。

以上

制定 2015年11月11日

改定 2017年7月5日

改定 2018 年 12 月 5 日
改定 2019 年 6 月 26 日
改定 2021 年 12 月 2 日
改定 2022 年 4 月 7 日
改定 2024 年 6 月 6 日
改定 2025 年 10 月 1 日

(別紙)

高砂香料工業株式会社「社外役員の独立性に係る基準」

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員が次に定める要件を満たす場合には、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断します。

1. 最近において、以下のいずれにも該当していないこと。
 - (1) 当社グループを主要な取引先とする者（注 1.）もしくはその業務執行者（注 2.）
 - (2) 当社グループの主要な取引先（注 3.）もしくはその業務執行者
 - (3) 当社の総議決権の 10%以上の議決権を直接または間接的に保有している大株主またはその業務執行者
 - (4) 当社グループが総議決権の 10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者の業務執行者
 - (5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注 4.）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいいます。）
 - (6) 当社グループの業務執行者のうちの重要な者（注 5.）の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
 - (7) 当社グループから多額の金銭その他の財産（注 4.）の寄付を受けている者またはその業務執行者
2. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していない場合。

以 上

注 1. 当社グループに対する売上高等が、当該会社の売上高等の相当部分を占めている場合をいいます。

注 2. 「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、持分会社の業務を執行する社員（当該社員が法人である場合は、会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに相当する者）、会社以外の法人・団体の業務を執行する者および会社を含む法人・団体の使用人（従業員等）をいいます。

注 3. 当該会社との取引による当社グループの売上高等が、当社グループの売上高等の相当部分を占めている場合をいいます。

注 4. 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は 1 事業年度につき 1,000 万円以上、団体の場合は連結売上高の 2 %を超えることをいいます。

注 5. 「業務執行者のうちの重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員および部長格以上の上級管理職にある使用人をいいます。

以 上